

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設政策課）	9
告 示	
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	9
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	10
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	11
○道路の供用の開始……………（道路課）	11
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	12
○準都市計画区域の指定……………（都市計画課）	12
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………（都市環境課）	13
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	13
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	15
道選挙管理委員会告示	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………	16
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正……………	16
○へき地に準ずる学校の指定の一部改正……………	17
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正……………	17
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	17
規 則	
北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成21年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第10号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行う航空機（空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項第2号に掲げる東京国際空港以外の道外の公共の用に供する飛行場から中標津空港、紋別空港（オホーツク紋別空港）又は女満別空港まで運送を行うものに限る。）に対する前項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「2分の1」とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告**示****北海道告示第150号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について、牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

平成21年3月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実 施 の 目 的
牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域 実 施 の 期 日
（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 海 道 一 円 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
（ただし、奥尻町、羽幌町の天売及び焼尻、利尻町、利尻富士町、礼文町の区域を除く。）
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。
- 4 実 施 の 方 法

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する施設で家畜防疫員が行う。ただし、施設への搬入は、牛の死体の診断又は検案を受けた後、遅滞なく受付時間内にするものとする。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第 9 条に定める方法による。

北海道告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年 3 月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第 7 項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の 3 第 6 項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 3 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ		
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
幌加内南	中山間地域総合整備（区画整理、農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道空知支庁
古 舞	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良）	北海道十勝支庁

北海道告示第152号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成21年 3 月 6 日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市木直町627・628（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 茅部郡森町字栗ヶ丘66の 1（次の図に示す部分に限る。）、68
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字栗ヶ丘66の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課並びに函館市役所及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成21年 3 月 6 日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 解除予定保安林の所在場所 函館市元村町158の 2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年 3 月 6 日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の 5（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 魚つき
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 松前郡福島町字岩部269の84・字日出229の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 山越郡長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
長万部町（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡湧別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成21年3月6日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日	計画区域を指定する。
道道秩父別停車場線	雨竜郡秩父別町字秩父別1536番3地先から	平成21. 3. 6	平成21年 3 月 6 日
北海道札幌土木現業所	雨竜郡秩父別町字秩父別4101番20地先まで		北海道知事 高 橋 はるみ
道道多度志一已線	深川市一已町字一已2509番111地先から	同	1 準都市計画区域の名称 ニセコ準都市計画区域
北海道札幌土木現業所	深川市一已町字一已2509番1地先まで		2 準都市計画区域に含まれる土地の区域
道道路之台朱鞠内停車場線	雨竜郡幌加内町字朱鞠内国有林空知森林管理署北空知支署326林班へ小班地先から雨竜郡幌加内町字朱鞠内6396番1地先まで	同	(1) 虻田郡ニセコ町字ニセコ186番の一部、187番、188番の一部、190番、191番から194番までの各一部、196番の一部、197番の一部、198番から202番まで、205番、206番、210番から212番まで、214番、215番、217番、218番の一部、220番、221番、231番、241番、337番の一部、338番の一部、349番から353番までの各一部、354番、355番の一部、357番から359番まで、360番の一部、363番から369番まで、370番の一部、371番、373番、374番、375番、376番から380番、381番から383番までの各一部、384番、385番、386番、387番から389番まで、413番の一部、414番、415番、417番、427番の一部、429番の一部、433番の一部、442番、443番、445番から449番まで、451番、453番、455番から463番まで、465番から467番まで、469番から472番まで、473番の一部、474番の一部、478番の一部、498番、502番の一部、503番、504番、513番、516番の一部、517番、519番及び522番の一部
北海道札幌土木現業所	雨竜郡幌加内町字朱鞠内6396番1地先まで		(2) 虻田郡ニセコ町字曾我199番の一部、206番の一部、207番の一部、215番の一部、220番の一部、225番、226番の一部、227番、228番、248番、251番から253番まで、254番の一部、255番から263番まで、269番、273番、275番、276番、277番の一部、295番の一部、298番の一部、299番の一部、304番、307番、308番、310番、312番、313番、316番、318番、321番から323番まで、325番、326番、328番、329番、331番から337番まで、344番、345番、347番から351番まで、355番から359番まで、361番、363番の一部、364番の一部、365番、367番、370番、371番、372番の一部、373番、374番の一部、395番の一部、396番、397番、400番の一部、401番、402番の一部、403番から406番まで、409番から413番まで、419番から422番まで、425番、427番から430番まで、433番、434番、437番、443番、448番、449番、451番から453番まで、455番、460番、464番から472番まで、474番から477番まで、478番の一部、479番、480番、482番から484番まで、486番から491番まで、493番から495番まで、497番、498番、501番、502番、504番、507番、510番から519番まで、521番、522番、524番、526番から533番まで、535番、537番から554番まで、556番、558番の一部、559番から563番まで、570番、663番の一部、700番の一部、718番から725番まで、726番の一部、727番、728番、731番、732番、734番、739番、740番、742番、743番、745番から747番まで、750番から752番までの各一部、753番、756番の一部、758番、760番から764番まで、768番、769番、771番、772番の一部、773番、774番、775番の一部、792番、794番の一部、795番、796番の一部、799番の一部、800番、801番から806番までの各一部、807番、809番、810番の一部、811番、812番の一部、815番か
道道岩見沢石狩線	石狩郡新篠津村741番2地先から	同	
北海道札幌土木現業所	石狩郡新篠津村644番2地先まで		
	石狩郡当別町字東裏3318番2地先から	同	
	石狩郡当別町字東裏35番地先まで		
道道増毛稲田線	増毛郡増毛町御料1844番1地先から	同	
北海道留萌土木現業所	増毛郡増毛町御料1655番1地先まで		
道道生花大樹線	中川郡幕別町忠類幌内118番3地先から	同	
北海道帯広土木現業所	中川郡幕別町忠類幌内112番2地先まで		
道道音調津陣屋線	広尾郡広尾町字音調津75番地先から	同	
北海道帯広土木現業所	広尾郡広尾町字音調津40番2地先まで		
北海道告示第157号			
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。			
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。			
平成21年 3 月 6 日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
1 道路の種類	道道		
2 路線名	銀泉台線		
3 道路の区域			
区	間	変更前後の別	敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
上川郡上川町国有林大雪事業区上川中部森林管理署2326い小班地先から上川郡上川町国有林大雪事業区上川中部森林管理署2326い小班地先まで	前		29.10mから33.00mまで 50.00m —
	後		29.10mから40.06mまで 50.00m —
北海道告示第158号			
都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、次のとおり準都市			

ら817番まで、819番の一部、820番、822番、823番、824番から827番までの各一部、828番、829番、830番の一部、831番、832番、834番、836番、837番、840番から844番まで、845番の一部、847番の一部、848番の一部、850番の一部、851番の一部、852番、853番の一部、854番の一部、855番から857番まで、858番の一部、859番の一部、861番の一部、862番、863番の一部、865番の一部、867番、868番から870番の各一部、871番、872番、874番、878番、880番から883番まで、885番、887番から891番まで、895番、905番、906番、909番、910番、913番から915番まで、917番から922番まで、923番の一部、924番から929番まで、931番、936番、937番、939番、940番、942番、944番及び946番から952番まで (3) 虻田郡ニセコ町字東山1番の一部、2番、3番、5番から27番まで、29番から31番まで及び34番から57番まで (4) これらの区域に隣接する主要道道岩内洞爺線の北側、一般道道蘭越ニセコ倶知安線の北側、町道藤山北通の北側、町道西北連絡線の東側、町道北栄中通の北側、町道北栄会館通の西側、町道一号線の東側、町道東山二号線の北側、町道新東山滝台連絡線の北側及びこれらの区域に隣接する東の沢川の北東側並びにこれらの区域に介在する国有地、道有地、町有地の全部 (北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置く準都市計画区域図のとおり)	協定の適用を受ける。 平成21年3月6日 北海道上川支庁長 坂 口 収 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからウまで掲げるものについて、それぞれ次の(ア)から(ウ)までに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。 調達予定枚数については、実際の調達枚数とに差が生じることがあり得る。 ア フルカラー複写機の賃貸借契約その1 (ア) フルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 1台1か月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台1か月当たり フルカラー6,000枚 モノクロ40枚 イ フルカラー複写機の賃貸借契約その2 (ア) フルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 1台1か月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台1か月当たり フルカラー5,500枚 モノクロ280枚 ウ フルカラー複写機の賃貸借契約その3 (ア) フルカラー複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。） 1台1か月当たりの基本料金及び1枚当たりの複写料金単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1台1か月当たり フルカラー2,000枚 モノクロ200枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 契約期間は、平成21年5月1日から平成24年4月30日までとする。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納入場所 納入場所は、(1)のアからウまでに掲げるフルカラー複写機の賃貸借契約について、それぞれ次のアからウまでに定める場所に納入すること。 ア フルカラー複写機の賃貸借契約その1 北海道旭川土木現業所事業課 イ フルカラー複写機の賃貸借契約その2 北海道旭川土木現業所士別出張所										
北海道告示第159号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成21年3月6日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 施行者の名称</td><td>帯広市</td></tr><tr><td>2 都市計画事業の種類及び名称</td><td>帯広圏都市計画道路事業（3・4・41号柏林台通及び3・4・37号15条通）</td></tr><tr><td>3 事業施行期間</td><td>平成14年6月7日から平成23年3月31日まで</td></tr><tr><td>4 事業地</td><td></td></tr><tr><td>収用の部分</td><td>変更なし</td></tr></table>	1 施行者の名称	帯広市	2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・41号柏林台通及び3・4・37号15条通）	3 事業施行期間	平成14年6月7日から平成23年3月31日まで	4 事業地		収用の部分	変更なし	
1 施行者の名称	帯広市										
2 都市計画事業の種類及び名称	帯広圏都市計画道路事業（3・4・41号柏林台通及び3・4・37号15条通）										
3 事業施行期間	平成14年6月7日から平成23年3月31日まで										
4 事業地											
収用の部分	変更なし										
支 庁 告 示											
北海道上川支庁告示第38号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する											

ウ フルカラー複写機の賃貸借契約その3 北海道旭川土木現業所美深出張所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 調達物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年3月6日から同年4月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時30分までの間に提出すること。

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎 3階
旭川土木現業所 会議入札室（送付による場合は、郵便番号
079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木
現業所企画総務部総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成21年4月17日 午前11時（送付による場合は、同年4月
16日必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メールの送信による交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に申し出ること。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書作成は要する。

入札は1の(1)に掲げるフルカラー複写機の賃貸借契約その1からその3までについてそれぞれ実施するものとし、落札者の決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により当該フルカラー複写機の賃貸借契約その1からその3までごとにそれぞれ定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に、複写1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-4908

10 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured : Lease of copy machines
(Maintenance services and consumable supply included, except paper) :

Lease of copy machine NO. 1 : 1 machine

Lease of copy machine NO. 2 : 1 machine

Lease of copy machine NO. 3 : 1 machine

B. Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M. April 17, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than April 16, 2009.)

C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa
District Public Works Management Office

Address : Nagayama 6jo, 19chome 1-1, Asahikawa-city, Hokkaido, 079-8613, Japan Phone : 0166-46-4908	
道教育庁実習船管理局告示	
北海道教育庁実習船管理局告示第5号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成21年3月6日 北海道教育庁実習船管理局長 山谷 信 一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 調達をする物品等の名称 船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号）1リットル当たりの単価 イ 数 量 調達予定数量 975,000 ℓ (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約 期 間 平成21年4月17日から平成22年3月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道教育庁実習船若竹丸及び北鳳丸 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成21年北海道告示第8号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。 (4) 給油船による給油が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年3月6日（金）から平成21年3月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで	イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8552 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁実習船管理局 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎 4階 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041－8552 函館市美原4丁目6番16号 北海道教育庁実習船管理局） (2) 入 札 日 時 平成21年4月16日（木）午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8552 函館市美原4丁目6番16号 電話番号 0138－47－9592 10 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured, Fuel for marine engine

a. Nature : a unit price per liter Fuel oil A (JIS class 1 No 2)

b. Quantity : Approximately 975,000 liters

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M., April 16, 2009

(If mailed, bids must arrive no later than 10 : 00 A. M., April 16, 2009.)

C. Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training Ships,
Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido,
041-8552 Japan
Phone : 0138-47-9592

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第 1 項の規定に基づき、同法第12条第 1 項及び第17条第 1 項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書並びに同法第18条の 2 第 2 項の規定による特定パーティー開催団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道選挙管理委員会事務局及び各支所に備え置いて一般の閲覧に供する。

平成21年 3 月 6 日

北海道選挙管理委員会委員長 永 井 利 幸

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第 1 号

平成13年北海道人事委員会告示第13号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 6 日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

渡島支庁管内の項中

「 | 八雲町春日 | 春日小学校 | 1 | 」及び

「 | 長万部町字共立 | 共立小学校 | 2 | 」を削

り、後志支庁管内の項中

「 | 蘭越町目名町 | 目名小学校 | 1 | 」及び

「 | 留寿都村字三ノ原 | 三ノ原小学校 | 1 | 」を削

り、空知支庁管内の項中

「 | 新十津川町字吉野 | 吉野小学校 | 2 | 」を削

り、留萌支庁管内の項中

「 | 初山別村字豊岬 | 豊岬中学校 | 2 | 」を削

り、宗谷支庁管内の項中

「 | 中頓別町字小頓別 | 小頓別小学校 | 3 |
| 中頓別町字小頓別 | 小頓別中学校 | 3 | 」、

「 | 豊富町字豊栄 | 庄内小学校 | 4 |
| 豊富町字豊栄 | 庄内中学校 | 4 | 」及び

「 | 利尻町沓形字新湊 | 新湊小学校 | 4 | 」を削

り、網走支庁管内の項中

「 | 置戸町字秋田 | 秋田小学校 | 2 |
| 置戸町字豊住 | 境野小学校 | 1 | 」を削

り、胆振支庁管内の項中

「 | むかわ町穂別稲里 | 稲里小学校 | 2 | 」及び

「 | むかわ町穂別和泉 | 和泉小学校 | 1 | 」を削

り、日高支庁管内の項中

「 | 新ひだか町静内川合 | 川合小学校 | 2 | 」を削

り、十勝支庁管内の項中

「 | 大樹町字石坂 | 石坂小学校 | 1 | 」を削

り、釧路支庁管内の項中

「 | 釧路市阿寒町ニニシベツ原野32線 | 仁々志別中学校 | 3 | 」、

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第65号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月 6 日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

別表札幌方面門別警察署の部厚賀の項中「字厚賀町215番地の6」を「字厚賀町147番地の15」に改める。

「	釧路町大字仙鳳趾村字重蘭窮	仙鳳趾小学校	2	」、
「	厚岸町大字苫多村字上尾幌	上尾幌小学校	1	及び
	厚岸町大字苫多村字上尾幌	上尾幌中学校	1	
	厚岸町大字苫多村字尾幌原野	尾幌小学校	1	
	厚岸町大字苫多村字尾幌原野	尾幌中学校	1	
「	浜中町大字琵琶瀬村字茶内原野	茶内第三小学校	3	」を削
り、根室支庁管内の項中				
「	別海町美原	美原小学校	3	」及び
「	別海町豊原	豊原小学校	2	」を削
る。				

北海道人事委員会告示第 2 号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 6 日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

上川支庁管内の項中

「	旭川市神居町雨紛	雨紛中学校	」を
削る。			

北海道人事委員会告示第 3 号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 6 日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

網走支庁管内の項中

「	紋別市落石町 1 丁目	紋別北高等学校	」を
削る。			

